

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年4月15日(2010.4.15)

【公開番号】特開2008-212372(P2008-212372A)

【公開日】平成20年9月18日(2008.9.18)

【年通号数】公開・登録公報2008-037

【出願番号】特願2007-53540(P2007-53540)

【国際特許分類】

D 06 F 25/00 (2006.01)

D 06 F 39/10 (2006.01)

【F I】

D 06 F 25/00 Z

D 06 F 39/10 B

【手続補正書】

【提出日】平成22年2月25日(2010.2.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

洗濯物を収納する内槽と、該内槽を回転自在に収納する外槽と、前記内槽を回転駆動する第1の駆動源と、乾燥運転時に前記洗濯物から発生する糸くず等を捕獲する防塵フィルターと、該防塵フィルターに摺接し、該防塵フィルター上を移動して、捕獲された前記糸くず等を除去する除塵体を有し、該除塵体を、前記外槽内の水流で駆動するようにした洗濯乾燥機。

【請求項2】

水流の正転、反転によって除塵体が防塵フィルター上を往復移動する請求項1に記載の洗濯乾燥機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

前記従来の課題を解決するために、本発明の洗濯乾燥機は、洗濯物を収納する内槽と、該内槽を回転自在に収納する外槽と、前記内槽を回転駆動する第1の駆動源と、乾燥運転時に前記洗濯物から発生する糸くず等を捕獲する防塵フィルターと、該防塵フィルターに摺接し、該防塵フィルター上を移動して、捕獲された前記糸くず等を除去する除塵体を有し、該除塵体を、前記外槽内の水流で駆動するようにしたもので、除塵体で防塵フィルターに付着した糸くず等を確実に除去できると共に、除塵体を水流で駆動するので、モータ等の除塵体駆動用の駆動源が不要で、しかも除塵体や防塵フィルターに無理な力が加わることがないので、除塵体や防塵フィルターの耐久性が大幅に向上する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0011】**

第1の発明は、洗濯物を収納する内槽と、該内槽を回転自在に収納する外槽と、前記内槽を回転駆動する第1の駆動源と、乾燥運転時に前記洗濯物から発生する糸くず等を捕獲する防塵フィルターと、該防塵フィルターに接し、該防塵フィルター上を移動して、捕獲された前記糸くず等を除去する除塵体を有し、該除塵体を、前記外槽内の水流で駆動するようにしたもので、除塵体で防塵フィルターに付着した糸くず等を確実に除去できると共に、除塵体を水流で駆動するので、モータ等の除塵体駆動用の駆動源が不要で、しかも除塵体や防塵フィルターに無理な力が加わることがなく、除塵体や防塵フィルターの耐久性が大幅に向かう。

【手続補正4】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0012****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0012】**

第2の発明は、特に、第1の発明の水流の正転、反転によって除塵体が防塵フィルター上を往復移動するもので、除塵体による防塵フィルターからの糸くず等の除去性能が飛躍的に向上する。

以下、本発明の実施例について、図面を参照しながら説明する。なお、本実施例によって本発明が限定されるものではない。